

山梨県公報

第四十四号

令和元年

十月二十四日

木曜日

目次

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	三三三
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	三三三
公安委員会……………	三三三
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	三三三

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
令和元年十月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年十月十五日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人でんぶんルルバ
 - 2 代表者の氏名 中村みどり
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市一宮町南野呂五百三十八番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、食事療法が必要な腎臓病患者者に対して、医師や管理栄養士の指導のもとで、その人に合わせた食事療法のプログラムや効果的な調理法などを提供するとともに、患者が持参した検査結果を見ながら、専門的な指導を通して、毎日の食事療法を続けるサポートを継続することにより、患者の生活の質的向上及び保健・医療福祉の増進・教育に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和元年十月十五日から同年十一月十五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
令和元年十月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年十月十五日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ハートランドコミュニケーションズ
 - 2 代表者の氏名 今村壽也
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町下部九百九十七番地先
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、過疎地で生活を営む住民に対して生活の支援および経済活動の活性化を図る事業を行い、地域住民の利便と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和元年十月十六日から同年十一月十六日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。
令和元年十月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一中

一四九	中巨摩郡八田村榎原七九三番地 先(村道一三号線と村道一二五号線との十字路交差点)	中央公民館東	平成一四年二月一九日 告示第七七号
-----	---	--------	----------------------

を

一四九	削除		令和元年一〇月二四日 告示第六八号
-----	----	--	----------------------

に、

一八二	南アルプス市上宮地五八七番地 一三先(市道同士の十字路交差点)	上宮地西	平成三〇年二月二七日 告示第一六〇号
-----	------------------------------------	------	-----------------------

を

一八二	南アルプス市上宮地五八七番地 一三先(市道同士の十字路交差点)	上宮地西	平成三〇年二月二七日 告示第一六〇号
一八三	南アルプス市下今井六七六番地 二先(市道同士の十字路交差点)	鏡中條北	令和元年一〇月二四日 告示第六八号

に、

二二六	甲斐市大下条一、六〇六番地一 先(市道同士の十字路交差点)	竜王駅北	平成三一年二月二五日 告示第一八号
-----	----------------------------------	------	----------------------

を

二二六	甲斐市大下条一、六〇六番地一 先(市道同士の十字路交差点)	竜王駅北	平成三一年二月二五日 告示第一八号
二二七	韮崎市旭町上條北割五〇八番地 一先(主要地方道韮崎南アルプス中央線と市道との十字路交差点)	甘利小学校通 学路	令和元年一〇月二四日 告示第六八号

に、

一一五	東八代郡御坂町成田三一四番地 の一先(町道六号線と町道五号線との十字路交差点)	成田果実組合 集荷所北	平八・一一・七 告示 第五三号
-----	--	----------------	-----------------------

を

一一五	削除		令和元年一〇月二四日 告示第六八号
-----	----	--	----------------------

に、

一二七	東山梨郡勝沼町等々力一、六四 六番地先(国道四一〇号と町道との十字路交差点)	等々力北	平五・一二・二七 告示第六〇号
-----	---	------	--------------------

を

一二七	削除		令和元年一〇月二四日 告示第六八号
-----	----	--	----------------------

に改める。
別表第三の三〇九の項を次のように改める。

三〇九	削除	甲府	令和元年一〇月二四日 告示第六八号
-----	----	----	----------------------

別表第四の一九六の項及び一九七の項を次のように改める。

一九六	削除	南甲府	令和元年一〇月二四日 告示第六八号
一九七	削除	南甲府	令和元年一〇月二四日 告示第六八号

別表第四の五六八の項を次のように改める。

五六八	削除	甲府	令和元年一〇月二四日 告示第六八号
-----	----	----	----------------------

別表第十の二一七の項を次のように改める。

一一七	主要地 方道甲 府南ア ルプス 線	甲府市富竹一丁目九番二二号 先	三	甲府	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-----	-------------------------------	--------------------	---	----	--------------------------

別表第十の一五一の項を次のように改める。

一五一	国道四 一一号	甲府市横根町一八〇番地一先	四	甲府	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-----	------------	---------------	---	----	--------------------------

別表第十の二六〇の項を次のように改める。

二六〇	市道	甲府市富士見二丁目九番八号 先	四	甲府	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-----	----	--------------------	---	----	--------------------------

別表第十の二、九〇四の項を次のように改める。

二、九〇四	市道	甲府市城東四丁目三番一七号 先	四	甲府	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-------	----	--------------------	---	----	--------------------------

別表第十の二、九一四の項を次のように改める。

二、九一四	削除			韮崎	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-------	----	--	--	----	--------------------------

別表第十の四、一六五の項を次のように改める。

四、一六五	削除			富士 吉田	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-------	----	--	--	----------	--------------------------

別表第十の四、九四六の項を次のように改める。

四、九四六	市道	南アルプス市榎原七九四番地 三先	二	南 アル プス	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-------	----	---------------------	---	---------------	--------------------------

別表第十の五、五九三の項の次に次のように加える。

五、五九四	主要地 方道北 杜八ヶ 岳公園 線	北杜市高根町五町田一、六八 九番地先	一	北杜	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-------	-------------------------------	-----------------------	---	----	--------------------------

別表第十の五、五九五の項の次に次のように加える。

五、五九五	主要地 方道南 崎南ア ルプス 線	南巨摩郡富士川町鯉沢一、五一 九九番地五先	一	鯉沢	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-------	-------------------------------	--------------------------	---	----	--------------------------

別表第十の五、五九六の項の次に次のように加える。

五、五九六	県道 石和 線	笛吹市石和町四日市場六二一 番地一先	一	笛吹	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-------	---------------	-----------------------	---	----	--------------------------

別表第十三の一四の項の次に次のように加える。

一五	市道	甲府市西下条町 一、三三七番地 八先（西下条流 出ランブと市道 との合流部）か ら甲府市西下条 町一、三三〇番 地先（西下条南 交差点）まで	一五〇	車両	終日	府南 甲	令和元年 一〇月二 四日 告示第六 八号
----	----	--	-----	----	----	---------	----------------------------------

別表第十四の五九八の項を次のように改める。

五九八	国道五 二号	南巨摩郡南部町 万沢七、二〇四 番地一先（万沢 トンネル北側） から南巨摩郡南 部町万沢六、九 一、一、二番地 一、二番地先（ 駿橋北交差点） までの両側	一一、〇〇〇	車両（ けん付・ けん引） を①け る②ん を③引 除く	五〇	南部	令和元年 一〇月二 四日 告示第六 八号
-----	-----------	--	--------	--	----	----	----------------------------------

別表第十四の一、四八四の項を次のように改める。

一、四 八四	東山 部広域 農道フ	甲州市塩山藤 木九〇八番地先 （県道下萩原三	三、一八〇	車両（ けん付・ けん引）	五〇	部下	令和元年 一〇月二 四日
-----------	------------------	------------------------------	-------	---------------------	----	----	--------------------

ライン	日市場線と東山 東部広域農道フ の丁字路交差 点)から甲州市 塩山千野五五九 番地先(玉宮入 口交差点)まで の両側	①②③ を除く	告示第六 八号
-----	---	------------	------------

別表第十六の七、八二四の項を次のように改める。

七、八二四	削除	富士吉 田	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-------	----	----------	--------------------------

別表第十六の八、七二五の項を次のように改める。

八、七二五	削除	南甲府	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
-------	----	-----	--------------------------

別表第十六の一、九九六の項の次に次のように加える。

一一、九九七	市道	甲府市飯田三丁目六番一六号 先(市道同士の十字路交差 点・西進車両)	甲府	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
一一、九九八	市道	中央市成島一、六九五番地先 (市道同士の十字路交差点・ 北進車両)	南甲府	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
一一、九九九	市道	中央市成島一、三九二番地二 先(市道同士の十字路交差 点・南進車両)	南甲府	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
一一、〇〇〇	主要地 方道 崎昇 峡線	韮崎市穂坂町宮久保一、二一 六番地先(左折導流部・南進 車両)	韮崎	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
一一、〇〇一	市道	笛吹市御坂町成田四二七番地 三先(市道同士の十字路交差 点・東進車両)	笛吹	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
一一、〇〇二	市道	笛吹市御坂町成田三四三番地 二先(市道同士の十字路交差 点・西進車両)	笛吹	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号

一一、〇〇三	市道	甲州市勝沼町等々力一、八四 〇番地四先(国道四一―号と 市道との十字路交差点・東進 車両)	日下部	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号
一一、〇〇四	市道	甲州市勝沼町等々力一、六四 六番地先(国道四一―号と市 道との十字路交差点・西進車 両)	日下部	令和元年一〇月 二四日 告示第六八号